

2021.4.6

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆留意事項通知一部改正・保育所等の「施設長未配置の場合の減算」の要件が追記される◆

3月31日付で、内閣府HPにて通知『「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の一部改正について』が公表されています。

2月末の都道府県等説明会の資料においても、同通知の改正案が示されておりましたが、その時点では記載がなかったものとして、保育所及び小規模保育事業、事業所内保育事業における標題の減算要件の追記があります。

“2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす施設長を配置したこととはならないこと。”と追記されており、これ自体は、令和元年度までの「所長設置“加算”」の頃には加算要件に記載されていた内容であり、それが再度記載されただけでも取れますが、今後の指導監査などで厳しく見られていくことも考えられます。

減算となった場合、「その他地域」でも年額600万円（法定福利費・処遇Ⅰを含む）を超える減算となることから、経営に与える影響は甚大と言えます。

また、企業主導型保育事業についても、この通知に準じて指導基準等が改正される可能性がありますので、複数の施設・事業等との兼務がある場合には、注視が必要です。

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の一部改正について

通知本文

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r030331/santei_kijunkaisei.pdf

新旧対照表

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r030331/shinkyu.pdf>

改正後全文

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r030331/kaisei_zenbun.pdf

参考様式

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r030331/sanko_youshiki.pdf

(一言コメント)

福祉総合評価機構の柳でございます。

施設長(園長)の兼務についてですが、「2以上の施設」はあまりないかもしれませんが、「他の事業と兼務」については、全国各地で該当する方々が多数いらっしゃるかと推察されます。多くの場合は見過ごされてきたものではあります。一部の地域や行政の方針によっては、これを厳しく指導している事例も耳に入っています。常に変化してゆくことも見据えながら、該当する場合に備え、今のうちに対応策を検討しておく必要もありそうです。

なお、幼稚園や認定こども園においては、これまでと同様で減算措置はありませんが、施設長(園長)が兼任であった場合、職員を1名追加で配置する必要がありますので、その点にご留意ください。

その他、今年度から0・1歳児の4月当初の受け入れ人数が減少したという地域も多数ありますが、直接的な収入のみならず、処遇改善等加算Ⅱの人数A(4万円)と人数B(5千円)が減ることもあります。そういったケースの場合は、職員への辞令等を出す前に、一度計算した方がよいでしょう。もし計算方法がわからない場合、計算してもあっているか不安な場合などは、ぜひ当事務局までお問い合わせくださいませ。

また、今後は毎月の各種の加算、3月のみに支給される加算などを、取りこぼしのないようにするため、内容の解説等について、後日お知らせしてゆきたいと考えております。

◆厚労省子ども家庭局長通知・保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて◆

3月19日付で、通知「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」(子発0319第1号・厚生労働省子ども家庭局長)が発出されました。

最低基準上の保育士定数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提のもとで、“常勤の保育士の確保が困難で保育所等に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り”、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士が従事する業務に関する「特例的な対応」を取ることも可とするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを改めて整理したものです。

「最低基準における定数上の保育士の取扱い」では、但し書きの中で、“待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代

えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。”とありますので、市町村に認めてもらう必要があります。また、「留意すべき事項」では、保育の質の確保や適切な保護者支援に向けた内容や雇用上の留意点などが示されておりますので、但し書きの条件に該当し得る施設関係者の方には非常に重要な通知と言えます。

なお、この通知の発出に伴い、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日付・児発第85号厚生省児童家庭局長通知）が令和3年3月31日限りで廃止されたことを申し添えます。

保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて

<https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2021/04/20210319通知.pdf>

（一言コメント）

この通知は国から地方自治体に発出した通知であり、あくまでも市町村の判断となります。

待機児童がいない地域においても職員が確保できない場合も多々ありますが、それには適用ができないこととなりますので、ご注意ください。

今回の通知に該当する地域で、かつ同じような状況が生じている場合は、行政に一度確認し
てみることをお勧めいたします。

◆厚労省・社会・援護局関係主管課長会議資料が公表される◆

3月22日、令和2年度の社会・援護局関係主管課長会議の資料が公表されました。新型コロナウイルスの影響等を考慮し、参集する形は採らず、資料等の公表により開催に代えたようです。

2月4日に「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う消費生活協同組合法関連規定および社会福祉法関連規定の改正について」（社援発0204第1号社会・援護局長通知）が発出されており、準用する法令が多く、非常に読みにくいものでしたが、これについて福祉基盤課の資料（資料5）の8ページに図解と例示が掲載されています。

また、文科省においても、主管課長会議資料の中で、同法改正関連の資料（P3～8）がありましたので、併せてご案内いたします。

法人の役員等の責任の明確化と賠償責任が課されたこともあり、その補償契約や役員賠償責任保険契約の内容の決定を、理事会で決議する必要があることとなりましたので、今後の手続きを行う法人においてはご注意ください。

厚労省・令和2年度社会・援護局関係主管課長会議資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17332.html

資料5：福祉基盤課

<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000756449.pdf>

文科省・令和2年度第2回都道府県私立学校主管部課長会議資料

https://www.mext.go.jp/content/20210215_mxt_sigakugy_1420538_00003_1.pdf

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331 (代表) FAX 03-5909-3220

URL <https://childcaresupport.net/>

mail supportdesk@fukushi-hyouka.net

|||||